

「治山林道事業設計標準歩掛の一部改正について」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="309 341 913 392">治山林道事業設計標準歩掛</p> <p data-bbox="488 975 734 1018"><u>平成 30 年 7 月</u></p> <p data-bbox="309 1209 958 1252">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>	<p data-bbox="1308 341 1912 392">治山林道事業設計標準歩掛</p> <p data-bbox="1487 975 1733 1018"><u>平成 29 年 7 月</u></p> <p data-bbox="1285 1209 1935 1252">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>

「治山林道事業設計標準歩掛の一部改正について」新旧対照表

<p>1. 歩掛の通勤補正 ～ 7. 栗石等 略</p> <p>8. 仮設工</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 水替用排水管据付撤去</p> <p>表略</p> <p>備考1 本歩掛はポリエチレン管、硬質塩化ビニル管等これらに属する排水管の設置撤去に適用する。</p> <p>2 運搬距離100m程度までの小運搬を含む。</p> <p>3 排水管の補正係数(管の切断プロセス)は、+0.01として上表に含む。</p> <p>4 損率は、<del>森林整備保全事業標準歩掛の合成樹脂管・ホース</del>を適用する。</p> <p>9. 森林整備関係歩掛</p> <p>(1) 枝 落 し 略</p> <p>(2) 造 材 略</p> <p>(3) 作業用歩道 略</p>	<p>1. 歩掛の通勤補正 ～ 7. 栗石等 略</p> <p>8. 仮設工</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(5) 水替用排水管据付撤去</p> <p>表略</p> <p>備考1 本歩掛はポリエチレン管、硬質塩化ビニル管等これらに属する排水管の設置撤去に適用する。</p> <p>2 運搬距離100m程度までの小運搬を含む。</p> <p>3 排水管の補正係数(管の切断プロセス)は、+0.01として上表に含む。</p> <p>4 損率は、<del>治山林道必携(仮設資材損率表)の送水ホース</del>を適用する。</p> <p>9. 森林整備関係歩掛</p> <p><del>(1) 下 刈・・・削除</del> 略</p> <p>(2) 枝 落 し 略</p> <p>(3) 造 材 略</p> <p>(4) 作業用歩道 略</p>
--	--

「治山林道事業設計標準歩掛の一部改正について」新旧対照表

10. 林道事業

(1) 丸太柵工（木柵工）【林道用】  
略

(2) 小動物に配慮した側溝  
1) ~ 2) 略

3) 胴込コンクリート打設については石積（張）工に準じる。

(3) ジオパックウォール工  
略

機械運転単価

機械名	規格	適用単価表	指定事項
バックホウ	排出ガス対策型・クローラ型 山積0.5m3(平積0.4m3)	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→57 賃料数量→1.30

適用単価表は治山林道必携記載の機-28を準用する。

(4) ~ (6) 略

10. 林道事業

(1) 丸太柵工（木柵工）【林道用】  
略

(2) 小動物に配慮した側溝  
1) ~ 2) 略

【新設】

(3) ジオパックウォール工  
略

【新設】

(4) ~ (6) 略

~~(7) 巨石、コンクリート積（張）工関係歩掛・・・削除  
略~~

~~(8) コンクリートブロック積（張）工関係歩掛・・・削除  
略~~

~~(9) L型プレキャスト擁壁工関係歩掛・・・削除  
略~~

~~(10) 擁壁工（補強土壁工）関係歩掛・・・削除  
略~~

~~(11) ジオテキスタイル工（参考歩掛）・・・削除  
略~~

「治山林道事業設計標準歩掛の一部改正について」新旧対照表

(7) コルゲートパイプ基礎工

コルゲートパイプ等のたわみ性暗渠の基礎工および基床工を設ける場合の歩掛は次のとおりとする。

(10m<sup>3</sup>当たり)

名 称	単 位	数 量	備 考
材 料	m <sup>3</sup>	10.0	クラッシュラン等 割増無し
普通作業員	人	0.3	
タンパ運転	日	0.3	60~100kg T = 5h

【新設】

機械運転単価

機械名	規格	適用単価表	指定事項
タンパ	60~80kg	機-31	運転労務数量→1.0 燃料消費量→4.5 機械賃料数量→1.38 主燃料→ガソリン 運転時間→5h/日

適用単価表は治山林道必携記載の機-31を準用する。

(8) 人力岩石掘削歩掛

(10m<sup>3</sup>当たり)

名 称	規 格	単 位	区 分			
			軟岩 (Ⅰ) B	軟岩 (Ⅱ)	中硬岩	硬岩 (Ⅰ)
特 殊 作 業 員		人	2.6	3.3	4.6	7.5
山林砂防工 (普通作業員)		〃 (〃)	1.3	1.7	2.3	3.8
空 気 圧 縮 機 運 転	排出ガス対策型 可搬式スク リュー 5.0m <sup>3</sup> /min	日	0.4	0.6	0.8	1.3
コンクリートブレーカ損料	20kg級	〃	1.7	2.2	3.2	5.2
諸 雑 費 率		%	1	1	2	1

【新設】

- 備考
- 1 上表には、法面整形（基面整形）、3m程度の投棄、仮置又は積込作業むが、転石の小割手間は含まない。
  - 2 コンクリートブレーカは4台分の延日数である。
  - 3 空気圧縮機の適用単価表は治山林道必携記載の機-16を準用し、運転日当たり運転時間は4.5時間とする。
  - 4 諸雑費はコンクリートブレーカの「ノミ」の損耗費として、労務費、運経費及び損料の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。